

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

熊本地震から1ヵ月半まだまだ続く余震

熊本地震(4月14日)から一ヵ月半まだまだ余震が続いていますが、地震に負けておられません。できるところから仕事や日常の生活に戻りたいですね。平穏で日常生活が出来ること、水道・ガス・電気・食事が出来て、寝ることが出来て一日一日を過ごすことがいかに大切で大事か、幸せであるかがよく判りました。一日も早く復旧復興がなされることを願っております。震災についての各種相談所を紹介します。

【1】 震災支援短期資金など各種融資(貸付)制度については

- ① 熊本商工会議所 TEL:096(354)6688 AM8:30 - PM5:15
- ② 日本政策金融公庫 熊本支店 ※平日 AM9:00 - PM5:00
 中小企業事業 096(352)9155
 国民生活事業 096(353)6121
- ③ 商工組合中央金庫 熊本支店
 平日 TEL:096(352)6184 AM9:00 - PM7:00
 土日・祝 TEL:0120-542-711 AM9:00 - PM5:00
- ④ 信用保証協会 TEL:096(375)2000 ※平 土日・祝 TEL 同じ

【2】 被災者の債務整理について

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインにより、個人事業主が住宅ローンなどの免除、減額を金融機関等へ申し出ることが出来る。

全国銀行協会相談室 TEL:0570-017109 又は TEL:03-5252-3772

【3】 下請取引に関するご相談

(公財)全国中小企業取引振興協会 TEL:0120-418-618

【4】 労働者に休業手当を支払った場合の雇用調整助成金の活用は熊本労働局職業対策課分室

TEL:096-312-0086 平日 AM8:30 - PM5:15

【5】 被災された農林漁業者の皆様の経営再建に向けた支援対策は九州農政局熊本支局地方参事官ホットライン

TEL:096(300)6020 平日 AM8:30 - PM7:00

借入申込や事業継続、又は承継等のご相談は当事務所担当者へお問い合わせください。6月24日当事務所で開催しますセミナーの際に書類提出できますように努力致します!!

日本の農産物高くても買ひましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

義援金の取扱いについて

◆ 県の災害対策本部等に対して義援金を支払った場合 ◆

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。



◆ 日本赤十字社に対して義援金を支払った場合 ◆

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金に算入されます。



※日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金としてのものなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの(財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限ります。)については、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入

限度額の範囲内で損金に算入されます。

◆ 被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合 ◆

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、「認定NPO法人に対する寄附金」として支払った義援金は、寄附金控除又は寄付金特別控除(税額控除)の対象となります。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、「認定NPO法人に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金に算入されます。

また、認定NPO法人以外の法人等に対して義援金を支払った場合(注1)には、次に掲げるような支払先の区分に応じ、税務上の取扱いが異なります。

▽ 認定NPO法人以外の法人等に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例 ▽

支払先の区分	個人の方の取扱(所得税)	法人の取扱(法人税)
公益社団法人・公益財団法人の場合(その法人の主たる目的である業務に関連するものに限ります。)	特定寄附金として寄附金控除の対象となります。	特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。
NPO法人(認定NPO法人でないもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合	寄附金控除の対象となりません。	一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

(注1) 「国等に対する寄附金」及び「指定寄附金」に該当するものを支払った場合を除きます。

労働保険等申告・納期限延長のお知らせ

- 平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、①熊本県内に所在地を有する事業場で、②平成28年4月14日以降に申告・納期限が到来するものについては、その、申告・納期限が延長されることになりました。
- 延長後の労働保険料等の申告・納期限について災害の終息した日から2ヶ月以内の日とされていますが、被災者の状況に十分配慮して検討することから、決定次第、発表されることになっています。

◎労働保険とは・・・

労災保険と雇用保険をまとめた総称であり、業務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償(労災保険)、失業した場合の給付(雇用保険)等を行う制度です。



労働保険は、法人・個人を問わず労働者を1人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。

- 熊本県外の事業場等または県内の事業場であっても通常通り手続きされる方は、平成28年度の年度更新の手続きは6月1日(水)から7月11日(月)までの間に行うことになりました。年度更新申告書は5月末に各事業所へ送付される予定です。
- 労働保険料を延納(分割納付)する場合の納期限については以下のとおりとなります。
 延納することが出来るのは概算保険料総額が40万円以上(労災保険または雇用保険のみの加入は20万円以上)又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合となります。

◎ 3回分割

	第1期(初期)	第2期	第3期
期間	4. 1~7. 31	8. 1~11. 30	12. 1~3. 31
納期限	7月11日	10月31日	翌年1月31日

※納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が期限日となります。

平成28年度労働保険年度更新の改定点は、以下のとおりです。

建設の事業における消費税率の改定に伴う暫定措置にかかり、一括有期事業報告書の記入方法が変わりました。

具体的には、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、請負金額(税込み)×105÷108で算出される金額を請負代金とする暫定措置が適用されます。

また、平成27年4月1日以降に開始した工事については、請負金額(税抜き)を請負代金としますので、暫定措置が適用されません。

【労働保険料の負担割合について】

◎ 労災保険 … 全額事業主負担
平成27年度改訂の料率から変更ありません。

◎ 雇用保険 … 平成28年度の雇用保険料率は引き下がります！

	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000

がまだせ熊本！農業講演！

九州農業の復興を祈念しまして講演会を実施いたします。今回の講演は、倒産寸前だったローソンを再建、全国展開の日本を代表するコンビニエンス・チェーンに急成長させ、独立。現在は、内閣官房地域活性化伝道師、六次産業化プランナー、全日本農工商連携推進協議会の会長として中小企業と農業、農村の活性化の支援で活躍中の都築氏を御呼びしております。講演終了後、交流会を予定しておりますので、この機会に皆様奮ってご参加くださいませ。

日 時：平成28年6月17日(金)
① 講演会開始 15:30~(受付15:00)
② 交流会 17:30~

場 所：メルパルク熊本 2F 有明
参加費：① 講演会参加費 無料
② 交流会費 お一人様5,000円

詳しくは、別紙にてご確認ください。恐れ入りますが、準備がございますので、事前申込をお願い致します。

震災支援セミナー

被災された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧復興を心からご祈念申し上げます。さて今回、当事務所では震災支援セミナーを開催させていただきます。震災の影響で様々な問題がでておりますが、そんな状況でも乗り越えなければなりません。みんなで頑張っていきましょう。少しでも皆様にとって良い情報をお届けできますように努力致します。

是非御参加くださいませ。

日 時：平成28年6月24日(金)
13:30~17:00(受付13:00) ※質疑応答会場
場 所：未来税務会計事務所 3F 大会議室
内 容：
【はじめに】代表挨拶(13:30-13:35)
【第一部】地震保険についてのQ&A(13:35-14:35)
講師：(有)日産リビング社 代表取締役 岩村由紀也様

- ① 地震保険とは何か
- ② 何故、事務所や店舗に地震保険が掛けられないのか
- ③ 地震保険と火災保険の違いは何か
家財、什器備品等保険金は出るのか
- ④ 地震保険の算定はどうするのか、保険金支払の基準とは
- ⑤ 建物の全壊、半壊、一部損壊はどのように判定するのか
- ⑥ 今からでも地震保険に加入できるのか
(→まだまだ続く余震があるのに…)
- ⑦ 保険金支払の手続きはどうするのか、その手続方法とは
- ⑧ 罹災証明申請書と保険金の支払はどう関与するのか

【第二部】地震災害に伴う融資制度について(14:45-15:35)
講師：日本政策金融公庫 熊本支店 御担当者様
※借入申込、事業承継等については事前に当事務所へお申込み下さい。
お手伝いさせていただきます。

【第三部】休業に伴う雇用調整助成金について(15:45-16:45)
講師：元田社会保険労務士事務所 所長 元田克秋様
※具体的な申請手続は、元田先生へ有料にてお願い申し上げます。

会 費： 無 料 どなたでもお誘い下さい
定 員： 50名

お申込みは別紙にてご確認くださいませ。



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

企業シリーズ No.236

サウンドスペース

サウンドスペースはサウンドスペースは、こだわりの音響設備が自慢のカラオケ店です！
スピーカーからの臨場感の有るサウンドをお楽しみください。

しっとり歌ったり、激しく熱唱したり、様々な楽しみ方が可能です。
バスデーの方には事前予約で部屋をデコレーションいたします。



6~7人でご利用できるお部屋が10部屋あります。
ほかにパーティールーム(15~20人)2部屋もありますので、大勢でのご利用やパーティなども可能です。

キッズスペース付きの部屋有り。
お子様連れでも安心です♪



大人数で大丈夫！
テーブルのレイアウトも自由自在のパーティールーム。
広い部屋で気持ち良く歌えます！



〈住所〉 〒861-1331 菊池市隈府756-1
〈TEL〉 0968-24-0239
〈営業時間〉 13:00~2:00(週末は3:00まで)
〈定休日〉 年中無休
〈駐車場〉 20台分有



皆様のご来店を心よりお待ちしております。

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>